

ペット栄養管理士認定規則

(目的)

第1条 この規則は、ペットの栄養に関する知識の普及と指導に必要な人材を養成し、ペットの健康の維持向上を図り、もって動物の愛護に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の目的を達成するため、一般社団法人日本ペット栄養学会（以下「学会」という。）が認定した者を「ペット栄養管理士」（以下「管理士」という。）という。

(資格)

第3条 管理士の資格は、第10条に定めるペット栄養管理士認定試験（以下「認定試験」という。）に合格し、かつ学会会員であって、ペット栄養管理士名簿に登録することによって与えられる。

(資格の取消し)

第4条 次条に定める認定委員会は、次の各号に該当する管理士資格者は、その資格を取り消すことができる。この場合、認定委員会は本人に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて、資格を得た者
- (2) 管理士としての品位を著しく損なう行為をした者

(ペット栄養管理士認定委員会の設置)

第5条 認定試験の実施等第7条に定める業務を行うため、学会にペット栄養管理士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。

2 認定委員会の運営等については、細則で定める。

(認定委員会の構成等)

第6条 認定委員会は、ペットの栄養等に関する学識経験者15名以内で組織する。

2 認定委員会の委員長は、学会理事会（以下「理事会」という。）の議を経て理事のうちから、学会会長が委嘱する。

3 認定委員会の委員は、委員長の提案に基づき、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

4 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(認定委員会の業務)

第7条 認定委員会は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 認定試験の実施
- (2) 管理士登録申請者の審査及び名簿登録並びに認定証の交付
- (3) 第12条に定めるペット栄養管理士養成講習会（以下「講習会」という。）の実施及びこれに必要な教材の作成
- (4) その他この規則に基づき処理すべき事項

(認定委員の任期)

第8条 認定委員会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 中途補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(認定試験)

第9条 認定試験は、毎年度1回以上実施する。

- 2 認定試験の受験手続き等については細則で定める。
- 3 認定委員会は、認定試験の開催3か月前までに、その旨を日本ペット栄養学会誌等に公告しなければならない。

(認定試験の受験資格)

第10条 認定試験は、次に掲げる各号の条件の何れかに該当する者でなければ受験することができない。

- (1) 講習会のA,B,C教程全ての課程を修了した者
- (2) 大学において獣医学、畜産学（応用動物学、資源動物学、動物生産学、応用生命科学、応用生物科学、生物機能科学、生物資源科学）、農芸化学の何れかの課程を修めた者
- (3) 認定委員会が前各号と同等若しくはそれ以上の資格を有すると認定した者

(登録)

第11条 第3条に規定する登録に必要な事項については、細則で定める。

(ペット栄養管理士養成講習会)

第12条 講習会は、毎年度2回以上行うものとし、講習科目、受講手続、期間等については、細則で定める。

- 2 認定委員会は、講習会の開催3か月前までにその旨を日本ペット栄養学会誌等に公告しなければならない。

(経費の負担)

第13条 認定試験及び講習会並びに管理士の登録に必要な経費については、理事会の承認を得て、その一部又は全部を認定試験受験者、登録申請者及び講習会受講者にそれぞれ負担させることができる。

(業務の委託)

第14条 この規則で定める業務の一部については、認定委員会の議を経て、他の機関に委託して行うことができる。

- (1) ペット栄養管理士認定委員会事務局を下記に設置する。
東京都中野区東中野 4-27-37 株式会社アドスリー内
- (2) ペット栄養管理士認定委員会事務局は、講習会と認定試験業務及び登録等の業務を行う。

(特例措置)

第15条 この規則施行前に学会が行ったペット栄養に関する講習会の受講者は、講習会の一部又は全部を免除することができる。

(規則の改正及び細則の制定と改正)

第16条 この規則の改正及び細則の制定、改正は、理事会の承認を受けなければならない。

付 則